

Newsletter

復興特別所得税と復興特別法人税

Contents

- I. はじめに
- II. 復興特別所得税
- III. 復興特別法人税

I. はじめに

平成23年に公布された東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号。以下、復興財源確保法)において復興特別所得税制度及び復興特別法人税制度が創設され、復興特別所得税は平成25年1月1日から、復興特別法人税は平成24年4月1日から施行されることになりました。以下、復興特別法人税から控除される復興特別所得税及び復興特別法人税について概要を説明します。

II. 復興特別所得税

個人に対しては、平成25年分から平成49年分までの各年分の所得に係る基準所得税額の2.1%相当額が、復興特別所得税として課せられます。

また、法人についても、受け取った利子・配当等に係る源泉所得税に復興特別所得税(源泉徴収税額の2.1%相当額)が課せられます。IIIで述べるように、この復興特別所得税は、復興特別法人税の額から控除することになります。

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付する必要があります。源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、実際には<表1>の方法により源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額の合計額を算出し、その合計額を1枚の所得税徴収高計算書(納付書)により納付することとなります。

なお、外国法人、非居住者などが利子・配当等に関して所得税の源泉徴収を受ける際に、租税条約の規定により所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。つまり、租税条約に規定される限度税率の方が国内法(所得税及び租税特別措置法)による税率よりも低い場合に、復興特別所得税が課されないこととなります。一方、上場株式の配当など、国内法の税率の方が租税条約上の限度税率よりも低く、国内法の税率を適用するものについては、復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。

表1 【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

支払金額等 × 合計税率(%) ^(※) = 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額 ^(注)							
(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。							
※1 合計税率の計算式							
合計税率(%) = 所得税率(%) × 102.1%							
※2 所得税率に応じた合計税率の例							
所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

出典: 国税庁「復興特別所得税(源泉徴収関係)Q&A」から抜粋

III. 復興特別法人税

1. 納税義務者及び納税地

復興特別法人税の納税義務者及び納税地については、法人税の納税義務者及び納税地と同じです。

2. 課税事業年度及び課税標準

(1) 課税事業年度

課税事業年度は、法人の指定期間内(平成24年4月1日から平成27年3月31日)に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされています。3月決算法人の場合には、平成24年4月1日から平成27年3月31日、12月決算法人の場合には、平成25年1月1日から平成27年12月31日までの期間が課税事業年度となります。

(2) 課税標準

課税標準は、新設法人等の一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額となります。基準法人税額とは、各事業年度の所得の金額につき、一定の規定(特定同族会社の特別税率、所得税額の控除、外国税額の控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除等)を適用せずに計算した法人税の額(附帯税の額を除く)とされており、法人税申告書別表一(一)を使用する法人の場合には、次の算式により計算した金額となります。

$$\text{基準法人税額} = \text{「別表一(一)」2.欄の金額} - \text{「別表一(一)」3.欄の金額} + \text{「別表一(一)」5.欄の金額}$$

(3) 新設法人の課税事業年度及び課税標準

指定期間内に設立された新設法人の課税事業年度は、指定期間内の日の属する事業年度とされています。したがって、例えば平成24年10月1日に設立された12月決算法人の場合には、平成24年10月1日から平成27年12月31日が課税事業年度となりますが、最後の課税事業年度である平成27年1月1日から平成27年12月31日の課税標準の計算については、その課税事業年度の基準法人税額を課税事業年度の月数(12月)のうちに平成27年1月1日から平成27年3月31日(指定期間の末日)までの月数の占める割合(つまり12分の3)を乗じて計算した金額となります。

3. 税額の計算

復興特別法人税額は、上記2で述べた基準法人税額に対して10%の税率を乗じて算出されますが、ここから外国税額と復興特別所得税を控除した金額が納付すべき税額となります。復興特別所得税は、復興特別法人税申告書上で、復興特別法人税の額から控除することとされているため、通常の法人税の額から控除することはできません。復興特別法人税から控除しきれなかった復興特別所得税の額は還付を受けることができます。

4. 申告及び納付・還付

法人税の申告書と同様に、各課税事業年度終了の日から2月以内に、復興特別法人税申告書を提出する必要がありますが、法人税申告書について提出期限の延長の規定の適用を受けている場合には、復興特別法人税の提出期限も同様に延長されます。また、納付についても、法人税と同様に申告書の提出期限までに納付することとなり、提出期限の延長により納付が遅れる場合の利子税の取り扱いについても法人税と同様となります。なお、課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありませんが、課税標準法人税額がない場合においても、控除されるべき復興特別所得税の額があるときは、復興特別法人税申告書を提出することにより還付を受けることができます。したがって、復興特別法人税の課税事業年度の3年間を経過した後に復興特別所得税の還付を受けるためには、復興特別法人税申告書を提出する必要があります。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の16万7千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2012 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20121112-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。